

工事請負契約保証事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、工事請負契約に際し、当該工事の履行を確保するための履行保証制度の取扱について、大垣市契約規則（昭和39年規則第7号。以下「契約規則」という。）に定めるほか必要な事項を定めるものとする。

第2 契約の保証

- 1 工事請負契約における契約の保証については、金銭的保証を原則とし、契約管財課長は、当該工事の請負業者となる落札者（以下「請負業者」という。）に対して請負代金額の10分の1以上の金額を保証する別表第1の左欄に掲げる契約の保証の一を求めるものとする。
- 2 入札終了後、契約管財課長は、請負業者に対し、契約に先立ち、別表第1に掲げる契約の保証のいずれの方法を選択するかを確認するものとする。
- 3 契約管財課長は、契約の際、請負業者に対して工事請負契約書案（以下「契約書案」という。）とともに別表第1の左欄に掲げる保証に応じ、同表の右欄に掲げる書類を提出させるものとする。
- 4 前項に定める書類の提出は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）を用いて行うことができる。

第3 役務保証

- 1 契約管財課長は、工事の内容に応じ、設計主管課長の意見を聴いて、金銭的保証に替えて、役務的保証を選択するものとする。この場合において、必要に応じ、大垣市業者指名審査委員会において、当該工事の契約に係る保証方法を諮るものとする。
- 2 役務的保証は、損害保険会社（以下「保険会社」という。）が交付する公共工事履行保証証券とし、請負代金額の10分の3以上の金額相当する金銭保証又は残工事を完成させる役務保証のあるものとする。
- 3 役務的保証を選択する基準、概ね次に掲げるものとする。
 - (1) 工事の工期を延長することが認められないもの
 - (2) 工事の性質上、工事が停止した後、再入札する手続上、残工事を積算することが困難であり、かつ、相当期間を要するもの
 - (3) その他役務的保証を付けることが有利と認められるもの。

第4 請負契約締結時における取扱い

1 契約保証金の提出

- (1) 請負業者が契約締結前に契約保証金の納付を選択したときは、契約管財課長は、直ちに財務会計システムの端末から歳計外現金に係る納入通知書兼領収書を出し、これを請負業者に交付する。この場合において、契約管財課長は、請負業者に対して入札日から1週間以内に契約保証金を金融機関に払い込むように促すものとする。

- (2) 契約管財課長は、請負業者から、契約書案の提出とともに契約保証金（現金）納入通知書（別記様式1）及び納入通知書兼領収書写しの提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、請負契約を締結するものとする。
- ① 領収金額の確認
 - ② 契約保証金（現金）納入通知書に記載の金額が契約保証金の金額と同一であること。
- (3) 契約管財課長は、(2)の確認後、提出書類は契約書等と一緒に綴っておくものとする。
- 2 契約保証金に代わる担保としての有価証券の提出
- (1) 請負業者が契約保証金に代わる担保として有価証券の提出を選択したときは、契約管財課長は、請負業者から契約書案の提出とともに契約保証（担保として国債等）提出書（別記様式2）及び有価証券を提出させるものとする。
- (2) 契約管財課長は、有価証券及び契約保証（担保としての国債等）提出書に記載の金額が契約保証金の金額と同一であることを確認の上、請負契約を締結するものとする。
- (3) 契約管財課長は、請負契約締結後、有価証券及び契約保証（担保としての国債等）提出書を経理主管課長へ送付するので、会計管理者に保管依頼するものとする。この場合において、会計管理者はすみやかに有価証券保管証書を請負業者に交付するものとする。
- (4) 契約管財課長は、(2)の確認後、提出書類の写しを契約書等と一緒に綴っておくものとする。
- 3 契約保証金に代わる担保としての銀行等又は保証事業会社の保証書の提出
- (1) 請負業者が契約保証金に代わる担保として銀行等又は保証事業会社の保証に係る保証書（以下「保証書」という。）の提出を選択したときは、契約管財課長は、請負業者から契約書案の提出とともに保証書を提出させるものとする。
- (2) (1)に定める保証書の提出は、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、大垣市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、請負業者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- (3) 契約管財課長は、保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、請負契約を締結するものとする。
- ① 名宛人が大垣市長（事務委任の場合は委任者）であること。
 - ② 保証人が、銀行等又は保証事業会社であること。
 - ③ 保証委託者が落札者であること。
 - ④ 保証債務の履行について、保証する旨の文言があること。保証債務の内容が、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

- ⑤ 保証書に記載されている工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
 - ⑥ 保証金額が工事請負契約書に記載の契約保証金額以上であること。
 - ⑦ 保証期間が工期を含むものであること。
 - ⑧ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6ヵ月以上確保されていること。
- (4) 契約管財課長は、請負契約を締結後、銀行等にあつては保証書の写し、保証事業会社にあつては、保証書（電磁的方法で提出された保証書の場合は保証書の写し）を契約書等と一緒に綴っておくものとする。なお、銀行等の保証書は、契約管財課長から経理主管課長に別途送付するので、経理主管課長は、工事完成検査終了後請負業者を通じて銀行等に返還するまで、紛失がないよう保管する。
- 4 保険会社の公共工事履行保証証券又は履行保証保険に係る証券の提出
- (1) 請負業者が保険会社の公共工事履行保証証券又は履行保証保険に係る証券の提出を選択したときは、契約管財課長は、請負業者から契約書案の提出とともに証券を提出させるものとする。
 - (2) 契約管財課長は、証券の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、請負契約を締結するものとする。
 - ① 公共工事履行保証証券にあつては債権者、履行保証保険にあつては被保険者が大垣市長（事務委任の場合は委任者）であること。
 - ② 公共工事履行保証証券にあつては保証人、履行保証保険にあつては保険会社の記名押印があること。
 - ③ 公共工事履行保証証券にあつては債務者、履行保証保険にあつては保険契約者が落札者であること。
 - ④ 公共工事履行保証証券にあつては公共工事履行保証契約基本約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨、履行保証保険にあつては、履行保証保険の普通保険約款及び特約事項その他証券に記載したところにより保険契約を締結した旨の記載があること。
 - ⑤ 公共工事履行保証証券にあつては主契約の内容、履行保証保険にあつては契約の内容としての工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
 - ⑥ 公共工事履行保証証券にあつては保証金額、履行保証保険にあつては保険金額が請負代金額の10分の1以上（公共工事履行保証証券による保証で請負代金額の10分の3以上の契約保証金相当額の保証が工事請負契約書に記載されている場合は、10分の3以上）であること。
 - ⑦ 公共工事履行保証証券にあつては保証期間、履行保証保険にあつては保険期間が工期を含むものであること。
- 5 契約書の提出期限
- 第4の1から4までに規定する契約書の提出期限は、原則として、入札日から

7日以内に行うものとする。ただし、7日目が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から12月31日、1月1日から1月3日に該当する場合はその翌日までに行うものとする。

第5 請負者の債務不履行による解除時の取扱い

契約管財課長は、大垣市工事請負契約約款第47条第1項各号及び第48条第1項各号に該当するときは、設計主管課長及び経理主管課長と協議の上、すみやかに工事請負契約書を解除するものとする。ただし、工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがあるときは、大垣市工事請負契約約款第55条第1項各号の規定により損害金を徴収して工事を完成させても差し支えない。

1 契約保証金の取扱い

- (1) 経理主管課長は、大垣市工事請負契約約款第47条第1項各号及び第48条第1項各号の規定により契約を解除したときは、歳計外現金として保管されている契約保証金を違約金として歳入とする手続きを行う。
- (2) 経理主管課長は、大垣市工事請負契約約款第55条第2項各号により違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、請負業者から超過額を徴収するものとする。

2 有価証券の取扱い

- (1) 経理主管課長は、大垣市工事請負契約約款第47条第1項各号及び第48条第1項各号の規定により契約を解除したときは、会計管理者に保管有価証券の取扱いを協議するものとする。
- (2) 経理主管課長は、大垣市工事請負契約約款第55条第2項各号により違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、請負業者から超過額を徴収するものとする。

3 銀行等又は保証事業会社の保証書の取扱い

- (1) 経理主管課長は、大垣市工事請負契約約款第47条第1項各号及び第48条第1項各号の規定により契約を解除したときは、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は保証金額）を記載した保証金請求書（別記様式3）及び解除通知の写しを銀行等又は保証事業会社に提出し、歳入の手続きを行うものとする。なお、保証金請求書及び解除通知の写しを契約書等と一緒に綴っておくものとする。
- (2) 経理主管課長は、大垣市工事請負契約約款第55条第2項各号により違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、請負業者から超過額を徴収するものとする。

4 公共工事履行保証証券又は履行保証保険の取扱い

- (1) 経理主管課長は、大垣市工事請負契約約款第47条第1項各号及び第48条第1項各号の規定により契約を解除したときは、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）が違約金の金額未満の場合は保証金額（履行保証保険の場合にあっては保険金

額))を記載した保証金請求書(別記様式3)(履行保証保険の場合にあっては保険金請求書(別記様式3)以下同じ。)、解除通知の写し及び公共工事履行保証証券に係る証券を保険会社に提出し、歳入の手続きを行うものとする。なお、保証金請求書の写しは、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

- (2) 経理主管課長は、大垣市工事請負契約約款第55条第2項各号により違約金の金額が保証金額の金額を超過している場合は、別途、請負業者から超過額を徴収するものとする。

第6 工事完成時の取扱い

1 契約保証金の取扱い

- (1) 経理主管課長は、工事完成検査終了後、請負業者に対し、請負代金額の支払請求書の提出とともに契約保証金払渡請求書(別記様式4)の提出を求めるものとする。
- (2) 経理主管課長は、請負業者から請負代金額の支払請求書の提出とともに契約保証金払渡請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、契約保証金の払戻を行うものとする。
 - ① 契約保証金払渡請求書に押印された印鑑が契約保証金(現金)納入通知書に押印されている印鑑と同一であること。
 - ② 契約保証金払渡請求書に記載の保証金の金額が契約保証金の金額と同一であること。
- (3) (2)の契約保証金の払戻は財務会計システムの端末で歳計外現金支出命令書を出力して会計管理者に通知して行うものとする。

2 有価証券の取扱い

- (1) 経理主管課長は、工事完成検査終了後、請負業者に対し、請負代金額の支払請求書の提出とともに有価証券請求書(別記様式5)及び有価証券保管証書の提出を求めるものとする。
- (2) 経理主管課長は、請負業者から請負代金額の支払請求書の提出とともに有価証券請求書及び有価証券保管証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を確認の上、会計管理者に返却の依頼をするものとする。
 - ① 有価証券請求書に押印された印鑑が契約保証(担保としての国債等)提出書に押印されている印鑑と同一であること。
 - ② 有価証券請求書に記載の金額が当該工事請負契約に係る有価証券保管証書の金額と同一であること。

3 銀行等又は保証事業会社の保証書の取扱い

- (1) 経理主管課長は、工事完成検査終了後、保証書(変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。)を請負業者を通じて銀行等に返還するものとする。なお、保証書を請負業者に交付する際には、請負業者から保証書を受領した旨の受領書(別記様式6)を提出させるものとする。
- (2) 経理主管課長は、受領書を保証書の写しとともに契約書等と一緒に綴っ

ておくものとする。ただし、保証事業会社の保証書については、原本（電磁的方法で提出された保証書の場合は保証書の写し）をそのまま保管するものとする。

4 公共工事履行保証証券又は履行保証保険の取扱い

- (1) 経理主管課長は、工事完成検査終了後も、公共工事履行保証証券に係る証券及び履行保証保険に係る証書（異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）をそのまま契約書等と一緒に綴っておくものとする。

第7 請負代金額の増額変更時の取扱い

契約管財課長は、請負代金額の増額変更を行おうとする場合で、契約保証金の金額が変更後の請負代金額の100分の5以下になるときは、契約保証金の金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額するものとする。

1 契約保証金の取扱い

経理主管課長は、契約保証金の増額変更を行おうとする場合は、請負業者に対して、工事請負変更契約書案の提出とともに契約保証金の増額分に相当する金額を第4の1に準じ納付させなければならない。

2 有価証券の取扱い

契約管財課長、会計管理者及び経理主管課長は、請負業者が契約保証の増額を有価証券により行おうとするときは、請負業者に対して、工事請負変更契約書案の提出とともに増額分に相当する金額の有価証券を第4の2に準じ提出させなければならない。

3 銀行等又は保証事業会社の保証書の取扱い

- (1) 契約管財課長は、保証金額の増額変更を行おうとするときは、請負業者に対して、工事請負変更契約書案の提出とともに保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に増額変更する旨の銀行等又は保証事業会社が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。
- (2) 契約管財課長は、請負業者から工事請負変更契約書案の提出とともに変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、変更契約を締結するものとする。
 - ① 名宛人が大垣市長（事務委任の場合は委任者）であること。
 - ② 保証人が、保証書に記載された銀行等又は保証事業会社であること。
 - ③ 保証金額を変更する旨の記載があること。
 - ④ 保証に係る工事名が工事請負変更契約書に記載の工事名と同一であること。
 - ⑤ 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。
- (3) 銀行等又は保証事業会社が交付した変更契約書は第4の3（3）に準じ取扱うものとする。

4 公共工事履行保証証券又は履行保証保険の取扱い

- (1) 契約管財課長は、保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金

額)の増額変更を行おうとするときは、請負業者に対して、工事請負変更契約書案の提出とともに保証金額(履行保証保険の場合にあっては、保険金額)を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

- (2) 契約管財課長は、請負業者から工事請負変更契約書案の提出とともに異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、変更契約を締結するものとする。
 - ① 公共工事履行保証証券の場合、債権者が大垣市長(事務委任の場合は委任者)であること。
 - ② 公共工事履行保証証券の場合にあっては、保証人、履行保証保険の場合にあっては、保険会社の記名押印があること。
 - ③ 公共工事履行保証証券の場合にあっては、債務者、履行保証保険の場合にあっては、保険契約者が請負業者であること。
 - ④ 異動を承認する旨の記載があること。
 - ⑤ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
 - ⑥ 公共工事履行保証証券の場合にあっては、増額後の保証金額、履行保証保険の場合にあっては、増額後の保険金額が変更後の請負代金額の10分の1以上であること。
 - ⑦ 履行保証保険の場合、異動保険期間の始期が契約変更日以前であり、終期が工期以後であること。
- (3) 保険会社が交付した異動承認書は、工事請負変更契約書と一緒に綴っておくものとする。

第8 請負代金額の減額変更時の取扱い

契約管財課長は、請負代金額の減額変更を行おうとする場合で、請負業者が契約保証金の額を減額して欲しい旨の要求があったときは、契約保証金の金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に保たれる範囲で請負業者の欲する金額まで減額変更するものとする。なお、請負業者が履行保証保険を選択している場合は、保険金額の減額変更が行われないこととなっていることから、減額請求は認めないこととする。

1 契約保証金の取扱い

- (1) 経理主管課長は、契約保証金の減額変更を行おうとする場合は、請負業者に対して、工事請負変更契約書案の提出とともに契約保証金の減額分につき保証金の返還を求める旨の契約保証金払渡請求書の提出を求めるものとする。
- (2) 経理主管課長は、契約保証金払渡請求書の提出を受けたときは、第6の1に準じ払い出すこととする。

2 有価証券の取扱い

- (1) 経理主管課長は、契約保証金の減額変更を行おうとするときは、請負業

者に対して、工事請負変更契約書案の提出とともに契約保証金の減額分（ただし、保管有価証券の可分性を考慮したもの）の有価証券請求書（別記様式5）を、有価証券保管証書添付のうえ提出を求めるものとする。

- (2) 経理主管課長は、有価証券請求書及び有価証券保管証書の提出を受けたときは、第6の1に準じ払い渡すこととする。

3 銀行等又は保証事業会社の保証書の取扱い

- (1) 契約管財課長は、保証金額の減額変更を行おうとするときは、請負業者に対して、工事請負変更契約の締結後、保証契約内容変更承認書（別記様式7）を交付し、保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に保つ範囲で減額変更する旨の銀行等又は保証事業会社が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

- (2) 契約管財課長は、請負業者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、変更契約書を受理するものとする。

- ① 名宛人が大垣市長（事務委任の場合は委任者）であること。
- ② 保証人が、保証書に記載された銀行等又は保証事業会社であること。
- ③ 保証金額を変更する旨の記載があること。
- ④ 保証に係る工事名が工事請負変更契約書に記載の工事名と同一であること。
- ⑤ 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。

- (3) 銀行等又は保証事業会社が交付した変更契約書は、第4の3（3）に準じ取扱うものとする。

4 公共工事履行保証証券の取扱い

- (1) 契約管財課長は、保証金額の減額変更を行おうとするときは、請負業者に対して、工事請負変更契約の締結後、保証契約内容変更承認書を交付し、保証金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に保つ範囲で減額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

- (2) 契約管財課長は、請負業者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、異動承認書を受理するものとする。

- ① 債権者が大垣市長（事務委任の場合は委任者）であること。
- ② 保証人の記名押印があること。
- ③ 債務者が請負業者であること。
- ④ 異動を承認する旨の記載があること。
- ⑤ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
- ⑥ 減額後の保証金額が変更後の請負代金額の10分の1以上であること。

- (3) 保険会社が交付した異動承認書は、工事請負変更契約書と一緒に綴って

おくものとする。

第9 工期の延長時の取扱い

契約管財課長は、工期の延長を行おうとする場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更するものとする。なお、履行保証保険の場合にあつては、保険期間は工事が完成するまで存するので、又保証事業会社の場合は、別紙覚書により変更手続きを行わなくて差し支えない。

1 銀行等の保証書の取扱い

- (1) 契約管財課長は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、請負業者に対して、工事請負変更契約書案の提出とともに保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。
- (2) 契約管財課長は、請負業者から工事請負変更契約書案の提出とともに変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、変更契約を締結するものとする。
 - ① 名宛人が大垣市長（事務委任の場合は委任者）であること。
 - ② 保証人が、保証書に記載された銀行等であり、押印があること。
 - ③ 保証期間を変更する旨の記載があること。
 - ④ 保証に係る工事名が工事請負変更契約書に記載の工事名と同一であること。
 - ⑤ 変更後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
- (3) 銀行等が交付した変更契約書は、第4の3(3)に準じ取扱うものとする。

2 公共工事履行保証証券の取扱い

- (1) 契約管財課長は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、請負業者に対して、工事請負変更契約書案の提出とともに保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。
- (2) 契約管財課長は、請負業者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、変更契約を締結するものとする。
 - ① 債権者が大垣市長（事務委任の場合は委任者）であること。
 - ② 保証人の記名押印があること。
 - ③ 債務者が請負業者であること。
 - ④ 異動を承認する旨の記載があること。
 - ⑤ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
 - ⑥ 変更後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
- (3) 保険会社が交付した異動承認書は、工事請負変更契約書と一緒に綴っておくものとする。

第10 工期の短縮時の取扱い

契約管財課長は、工期の短縮を行おうとする場合で、請負業者から保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更するものとする。なお、履行保証保険の場合は、保険期間の短縮は行われなかったこととなっているので、保険期間の短縮は行わないものとする。また、保証事業会社の場合は、変更手続きを行わなくて差し支えない。

1 銀行等の保証書の取扱い

- (1) 契約管財課長は、保証期間の短縮変更を行おうとするときは、請負業者に対して、工事請負変更契約の締結後、保証契約内容変更承認書（別記様式7）を交付し、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。
- (2) 契約管財課長は、請負業者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、変更契約書を受理するものとする。
 - ① 名宛人が大垣市長（事務委任の場合は委任者）であること。
 - ② 保証人が、保証書に記載された銀行等であり、押印があること。
 - ③ 保証金額を変更する旨の記載があること。
 - ④ 保証に係る工事の工事名が工事請負変更契約書に記載の工事名と同一であること。
 - ⑤ 変更後の保証期間が工期を含むものであること。
- (3) 銀行等が交付した変更契約書は、第4の3(3)に準じ取扱うものとする。

2 公共工事履行保証証券の取扱い

- (1) 契約管財課長は、保証期間の短縮変更を行おうとするときは、請負業者に対して、工事請負変更契約の締結後、保証契約内容変更承認書（別記様式7）を交付し、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。
- (2) 契約管財課長は、請負業者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、異動承認書を受理するものとする。
 - ① 債権者が大垣市長（事務委任の場合は委任者）であること。
 - ② 保証人の記名押印があること。
 - ③ 債務者が請負業者であること。
 - ④ 異動を承認する旨の記載があること。
 - ⑤ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
 - ⑥ 変更後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
- (3) 保険会社が交付した異動承認書は、工事請負変更契約書と一緒に綴っておくものとする。

第11 履行遅延時の取扱い

契約管財課長は履行遅延が生じた場合において、大垣市工事請負契約約款第45条第1項の規定により損害金を徴収して、工事経過後相当期間内に工事を完成させようとするときは、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更するものとし、その手続きは、第9に準じて行うものとする。ただし、履行遅延に伴う工事請負契約の工期変更は行わないものとする。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

別表第 1

契約保証金の納付	契約保証金額を歳計外現金納入通知書により、金融機関に納付し、金融機関から交付された領収書及び契約保証金（現金）納入通知書
契約保証金に代わる担保として有価証券の提供	契約保証（担保としての国債等）提出書及び有価証券
銀行等又は保証事業会社の保証	金融機関又は前払金保証事業会社が交付する保証書
公共工事履行保証証券による保証	損害保険会社が交付する公共工事履行保証証券
履行保証保険契約の締結	損害保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券

契約保証金（現金）納入通知書

（提出の理由）

（ 工事契約のため）

（発注者名）

様

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印 鑑

上記理由により、下記の金額を契約保証金として納入しました。

金

契約番号

工 事 名

[注]保証金の払い渡し時に印鑑照合を行うので、印影を鮮明にすること。
納入通知書兼領収書の写しとともに提出すること。

契約保証（担保としての国債等）提出書

（提出の理由）（工事契約のため）

（発注者名）様

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印 鑑

上記理由により、下記の有価証券を契約保証金として提出します。

有価証券の名称	枚 数	額 面 金 額	利札の有無	備考

契約番号

工 事 名

[注]保証金の払い渡し時に印鑑照合を行うので、印影を鮮明にすること。

保証金（保険金）請求書

令和 年 月 日

(金融機関等)

御中

(発注者名)

(請負者) と締結した (工事名)
を解除しましたので、下記金額の支払を請求します。

記

請求金額

四

証券番号

[注]証券番号については、証券番号がある場合にのみ記載する。

契約保証金払渡請求書

(提出の理由) (工事の減額変更をした場合：工事の減額変更があったため)

(発注者名) 様

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印 鑑

上記理由により、契約保証金（工事の減額変更をした場合：契約保証金減額金額内の
下記金額）を指定口座に振り込んでください。

記

請求金額 円

契約番号

工 事 名

有価証券請求書

(払渡の理由) (工事の減額変更をした場合：工事の減額変更があったため)

(発注者名) 様

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印 鑑

上記理由により、有価証券保管証書を添付して下記証券（工事の減額変更をした場合：
有価証券保管証書を添付して契約保証金減額金額内の下記証券）を請求します。

記

請求証券 円

契約番号

工 事 名

保証書に係る領収書

令和 年 月 日

(発注者名) 様

住 所

氏 名

(発注者) より保証書 (変更契約書がある場合には変更契約書を含む。) を領収したので、
銀行等に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約
します。

契約番号

工 事 名

保証契約内容変更承認書

令和 年 月 日

(保険会社)

御中

(発注者名)

住 所

氏 名

下記保証契約の内容変更について承認する。

記

1. 変更する保証契約の内容

(1) 証 券 番 号 :

(2) 保証委託者又は債務者 :

(3) 工 事 名 :

2. 保証契約内容変更の承認事項 (該当箇所の□にレを記入する。)

☐ 保証金額の減額 <減額前の保証金額 : 円>

☐ 保証期間の短縮 <短縮前の保証期間の終期 令和 年 月 日>
<短縮後の保証期間の終期 令和 年 月 日>

☐ そ の 他
()

[注] 証券番号については、証券番号がある場合にのみ記載する。